

陳 情 文 書 表	
番号 2-3	受付 令和2年2月19日
件名 県域の他市町村と同等に大和市における障害者相談支援体制の見直しを求めることについての陳情書	

### 陳情の趣旨

大和市障害者相談支援事業は、大和市の委託事業として平成18年度に開始され開始当初の委託費用の積算根拠は実務年数10年程度の市役所職員1名の賃金を基準に算定したとの説明を大和市障がい福祉課より受けている。その後、有限会社や株式会社などの営利法人の参入を防ぐためと大和市障がい福祉課より説明があり、相談支援専門員の増員を大和市障がい福祉課より求められ、事業開始当初の相談支援専門員1名の配置要件から、現在では委託費用の大幅な増額はないうまま、相談支援専門員3名以上配置することを求められている。そもそも営利企業の参入を意図的に阻むことを大和市の規則にも反するのではないか。また、委託事業開始当初は、現在のサービス利用計画書の作成は皆無であったが、現在は障害福祉サービスを利用する全ての利用者にサービス利用計画書の作成が義務づけられることとなり、大和市では委託相談事業者がその大半を担っている。また、大和市障害者相談支援事業の対象者である市内の障害者手帳所持者は、平成17年3月時点から平成31年3月時点までに約2千人増加しており、県域の市町村の大半が委託相談費用の大幅な見直しを既に済ませている。そのような中で大和市健康福祉部障がい福祉課は、平成18年度当初の委託料の積算根拠や委託業務量から著しく逸脱した委託業務内容を既存の委託相談支援事業所に強いており、相談員の加配及び対象業務の増加などが顧みられることなく現在に至っている。市内の委託相談支援事業所の相談員は疲弊するばかりで、大和市における障害者相談支援事業の今後が全く見通せず、破綻の危機を迎えている。なお、前述のとおり、県域の他市町村の大半についてはサービス利用計画書の本格的普及に合わせ、既に障害者相談支援体制の大幅な見直しが図られている。市内の委託相談支援事業所に配置される相談支援専門員、事務員、管理者の person 費、その他の経費が委託費を大幅に上回ることは明白です。市内の事業者の大半が大和市障害者相談支援事業に係る person 費その他の経費を他の事業収入から捻出することが常態化している。大和市におけるセルフプランの件数がこれまで僅かであることは市内法人が協力し、障害福祉サービスの知識に乏しい利用者の方がセルフプランに誘導されないように日夜努力していた結果だが、このような努力がもはや継続できない状況に瀕している。他の市町村と

比較して突出した委託費や相談支援体制を求めるものではなく、地域の人口規模・財政規模が大和市と同等の市町村程度に見直しが必要である。上記のサービス利用計画の作成に市内の多くの事業者にご協力いただきながら、現在のような危機的状況を招き、対象者は増加の一途をたどることが明らかだが将来が全く見通せない状況に至り、地域の他市町村と同等に大和市における障害者相談支援体制の見直しを要望する。

陳 情 文 書 表			
番号	2-5	受付	令和2年3月6日
件名	大和市健康福祉部障がい福祉課の不透明な個人情報文書管理の是正を求めることについての陳情書		

### 陳情の趣旨

大和市健康福祉部障がい福祉課では、障害者が障害福祉サービスなどを新規に利用する際や障害福祉サービス受給者証を更新する際に計画相談支援事業所が作成するサービス利用計画案を計画相談支援事業者が大和市健康福祉部障がい福祉課に既に提出しているにもかかわらず、障害福祉サービス受給者証を発行後、数か月後及び1年以上経過してから、計画相談支援事業者にサービス利用計画案またはモニタリングに係る書類が未提出のため、提出してほしいと依頼することが複数回あった。計画相談支援事業所が既に提出済みと返答しても明確な回答はなく、再度、サービス利用計画案などを大和市健康福祉部障がい福祉課に提出している。サービス利用計画案及びモニタリングに係る書類は、利用者の詳細な個人情報が記載されており、計画相談支援事業所においても市町村にとっても万が一にも紛失は許されない書類である。大和市健康福祉部障がい福祉課の説明どおりであれば、計画相談支援事業所がサービス利用計画案などを未作成でありながら不正請求を行っている疑いがあり、計画相談支援事業所の説明のとおりであれば、大和市健康福祉部障がい福祉課がサービス利用計画案などの紛失の事実を隠蔽し、計画相談支援事業所にサービス利用計画案が未提出として再提出を求めていることが疑われる。また、大和市健康福祉部障がい福祉課の職員配置は、現在の業務量に応じた人員配置が適切になされておらず、障害福祉サービス受給者証の発行や更新が期日内に行われないことが常態化している。障害福祉サービス受給者証の発行や更新が期日内に行われないことが常態化しているのは域都市町村では大和市健康福祉部障がい福祉課だけである。このような事態から既に市内の計画相談支援事業者は、大和市健康福祉部障がい福祉課にサービス利用計画案の提出時に受領印の押印を正式に求めている。障害福祉サービスなどの公的サービスを利用する際に必要な障害福祉サービス受給者証の発行または更新に必要なサービス利用計画案などに係る重要な個人情報がこのような状況にあることの是正を求める。

陳 情 文 書 表	
番号 2-9	受付 令和2年5月22日
件名 新型コロナウイルス感染症拡大に際し第一線の医療提供体制堅持を求めることについての陳情書	

**【陳情の趣旨】**

日頃より、市民の医療と健康確保のため尽力されていることに敬意を表します。

さて、4月7日に出された緊急事態宣言が延長され、医療現場は依然混乱と危機的状況が続いています。第一線医療を担う開業医の下には発熱症状等があってもPCR検査に至らない患者、また明確な兆候が見られない「無症候感染者」が日々来院し、その前提での診療体制が求められています。感染拡大前よりも一層の感染症対策の強化が求められ、医療スタッフの負担が増える一方で、患者の受診控えに伴う医業収入の大幅減という厳しい状況に立たされています。その中でもかかりつけ医として、動線や診療時間を分けるなど工夫を凝らし、発熱患者への対応とそれ以外（慢性疾患の患者等）の通常診療を続けています。市内の開業医からは「PCR検査を保健所で断られ、具合の悪い患者さんが自宅待機せざるを得ない」「マスクや消毒液などの衛生材料の入荷が不安定」などの声も寄せられております。

とりわけ歯科は、「歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について」（4月6日付厚労省医政局発出）を機に休診や診療時間短縮に踏み切る施設が続出し、事実上診療縮小が余儀なくされています。また休診せずとも感染への不安から患者の受診控えが特に顕著で、経営悪化が深刻です。当会が実施した会員向けアンケートでは「患者減により職員の給与支払いが心配」「長期化した場合、減収による経営難が心配」との声もあり、特に経営体力の弱い歯科は今後、倒産が続出する可能性さえあります。

患者・住民の健康を守るため、流行期及びアフターコロナ下の第一線の医療提供体制の堅持が求められます。つきましては医療機関に対する支援を強めていただきたく、下記の項目を陳情します。

**記**

1. 地域住民のセーフティーネットである第一線医療の医療崩壊を起こさないよう、医療機関への支援策を充実し迅速に対応すること。
2. 具体的には、国の緊急経済対策として計上された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」、募金等の活用で下記支援策の創設を検討すること。

- ・休業医療機関及び経営困難医療機関への支援金制度
- ・発熱外来を行う診療所への経済支援、感染対策強化に係る費用助成制度
- ・医療機関のテナント料支払いに係る家賃補助制度
- ・減収15%未満のセーフティネット保証第5号における信用保証料全額補助や利子補給による実質無利子化

以上